

資料 No 1

東京都出版業最低賃金の廃止決定に係る意見書

資料No1-1

東京都出版業最低賃金の廃止決定に係る意見書提出者一覧表

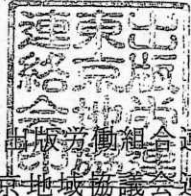
1 日本出版労働組合連合会 東京地域協議会連絡会

平成 31年 2月 5日

～以上～

2019年2月5日

東京地方最低賃金審議会 御中



日本出版労働組合連合会
東京地域協議会連絡会
議長 小日向 芳子



〔意見書〕

東京都出版業最低賃金の廃止決定にあたって

貴審議会が、「賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とする最低賃金法の目的達成のために尽力いただいていることに敬意を表します。

今般、東京都出版業最低賃金（以下、出版最賃）の廃止決定について諮問がなされております。

日本出版労働組合連合会東京地域協議会連絡会は、2013年（平成25年）度まで、出版最賃の改正の申出を行ってきました。しかし、貴審議会において、使用者代表委員の改正の必要性が認められないとの意見から改正がなされない状況となっております。

出版最賃の申出は、公正競争ケース（事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合）として改正の申出を行ってきました。出版産業においては、同種の基幹的労働者の賃金について相当の格差が生じていることは明らかです。

出版労連加盟組合のある職場において、高卒初任給が最高額 383,750 円、最低額 166,010 円と 2.31 倍の格差となっております。35 歳実態賃金では最高額 605,925 円、最低額 234,400 円と 2.59 倍の格差が生じております。労働組合のない職場では、これ以上の格差となっております。

出版最賃改正の結論が出された際には、このように格差が生じ公正競争が阻害されている状況は検討されず、地域最賃と業種別最賃は、屋上屋を重ねるものとの意見から改正の必要性なしとの結論となりました。

2010年6月3日、第4回雇用戦略対話において、2020年までに全国平均1,000円を目指すことが政労使で合意されていますが、現在の地域最賃最高額の東京都でも時間額985円と、全国平均1,000円にはおよびません。出版最賃を廃止するのであれば、東京都の地域最賃を早急に1,500円にすべきであります。

また、これまで特定最低賃金が設定されていた産業の労働者代表を最低賃金審議会、専門部会の労働者代表に加えるなども検討されるべきであると考えます。

出版産業における公正競争を確保する観点からも、産業の状況や、低廉な賃金の労働者の実

態を貴審議会に意見陳述できる場を保障するべきと考えます。同時に、特定最賃の廃止ということから、今後はさらに、東京都最低賃金(地域最賃)の持つ役割が増大します。

地域最賃改正にあたって、貴審議会に対し以下の事項を意見いたします。

記

- 1、2019年度の審議において、東京都最低賃金を時間額 1,000 円以上とし、今後、早急に時間額 1,500 円を実現するよう審議をつくしてください。
- 2、すべての審議会、専門部会を全面公開し、最低賃金審議の透明性を確保してください。
- 3、すべての審議会、専門部会の議事録をホームページで公開してください。
- 4、貴審議会において、東京都に働く非正規雇用を含む労働者が直接意見陳述する場を実現してください。
- 5、貴審議会での意見陳述議事録、貴審議会に寄せられた意見書についてもホームページで公開してください。
- 6、基発第 545 号通達(1961年 6 月 15 日付)に基づいて、組織系統別の構成に配慮して専門部会委員の公正な任命をしてください。

以上